

丸尾溜池ハザードマップ

この地図は、地震等により丸尾溜池が万一決壊した場合に、浸水が予想される区域と浸水の深さ、各地区の避難場所などの情報を示したものです。いざという時に備えて、あなたの家からの避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

《ハザードマップの注意点》
このハザードマップに表示してある浸水想定区域は、あくまで一定の仮定の基に作成されたものです。地震の規模、雨の降り方や決壊の状況によっては、浸水想定範囲等が異なることがあります。

避難時の心得

<p>安全な避難路の確認</p> <p>避難場所までの経路（避難路）は、あらかじめ自分たちで決めておき、安全に通行できるかを確認しておきましょう。</p>	<p>非常持ち出し品の事前準備</p> <p>避難するときの荷物は必要最低限とし、事前に準備してすぐに持ち出せるようにしておきましょう。</p>	<p>正確な情報収集と自主的避難</p> <p>ラジオ・テレビで最新の気象情報や災害情報、避難情報に注意し、危険を感じたら自主的に避難しましょう。</p>
<p>避難の呼びかけに注意し速やかな避難</p> <p>役場や消防団からの呼びかけに注意し、避難勧告が出された場合は、危険が迫っているので、警察などの指示に従い速やかに避難しましょう。</p>	<p>お年寄りなどの避難に協力</p> <p>お年寄りや子供、病気の人は、早めの避難が必要です。近所のお年寄りなどの避難に協力しましょう。</p>	<p>動きやすい格好、2人以上での避難</p> <p>避難するときは、動きやすい格好で、2人以上での避難を心がけましょう。</p>

避難場所一覧

災害時の状況に応じて避難場所に避難してください。万一、逃げ遅れた場合は最寄りの2階以上の丈夫な建物に避難してください。

地区	名称	住所	電話番号
長野郷	農村環境改善センター	長野郷173-2	0956-85-4628

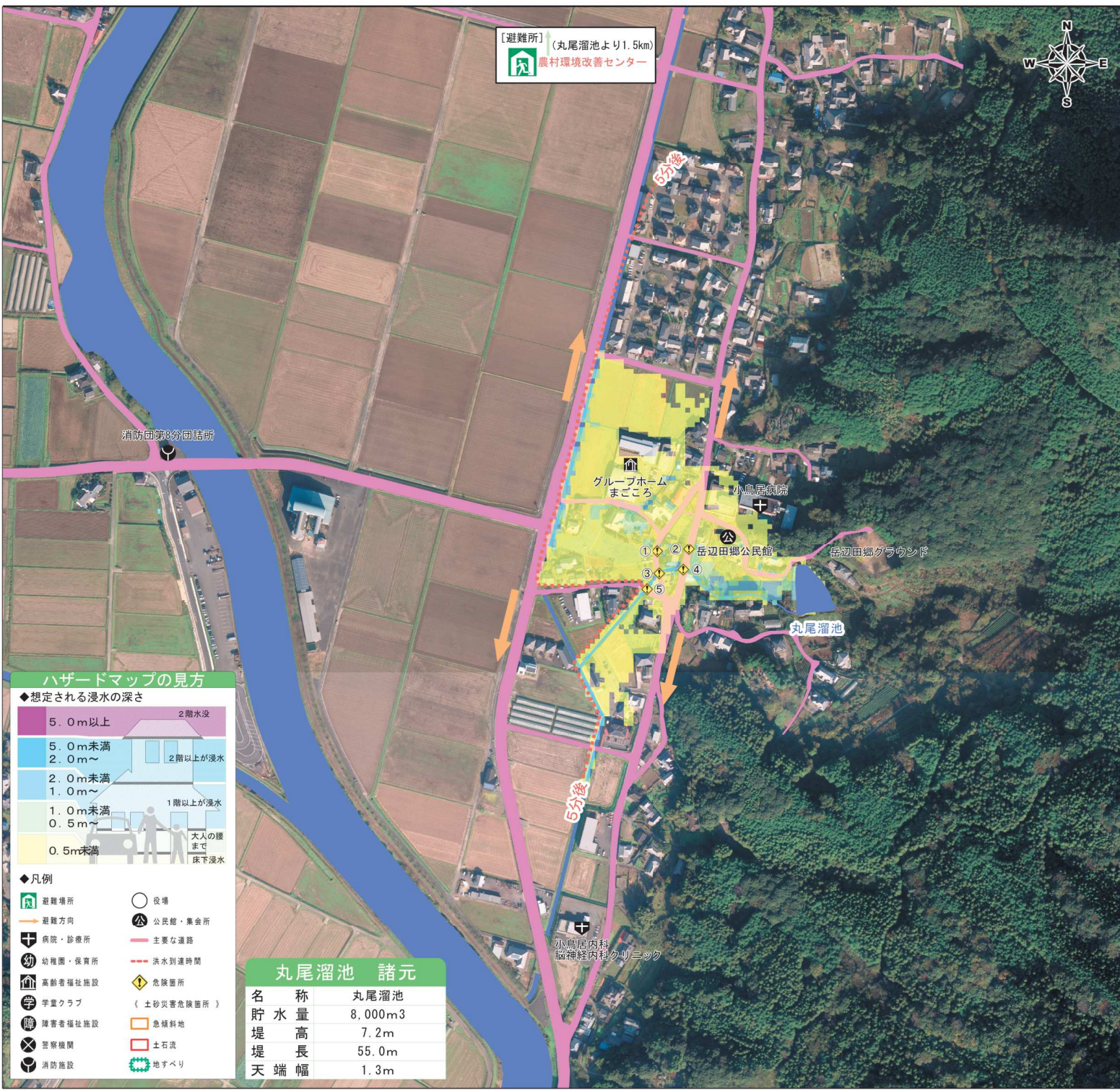
危険箇所一覧

地区	危険箇所情報
①～②	町道：洪水時に通行注意
③～⑤	橋梁付近：洪水時に危険性が高いため通行注意

緊急連絡先

内容	お問合せ先	電話番号
自主避難の連絡 災害全般の通報	波佐見町役場	85-2111
災害全般の通報	警察署	110
災害全般の通報	川棚警察署波佐見交番	85-2110
救助・救急の要請	消防署	119
救助・救急の要請	佐世保市東消防署波佐見出張所	26-7119

窓口：波佐見町役場（総務課） 電話：85-2111 2021.3月作成版



〔避難所〕
（丸尾溜池より1.5km）
農村環境改善センター

ハザードマップの見方

◆想定される浸水の深さ

5.0m以上	2階水没
5.0m未満 2.0m～	2階以上が浸水
2.0m未満 1.0m～	1階以上が浸水
1.0m未満 0.5m～	大人の腰まで 床下浸水
0.5m未満	大人の腰まで 床下浸水

◆凡例

避難場所	役場
避難方向	公民館・集会所
病院・診療所	主要な道路
幼稚園・保育所	洪水到達時間
高齢者福祉施設	危険箇所
学童クラブ	（土砂災害危険箇所）
障害者福祉施設	急傾斜地
警察機関	土石流
消防施設	地すべり

丸尾溜池 諸元	
名称	丸尾溜池
貯水量	8,000m ³
堤高	7.2m
堤長	55.0m
天端幅	1.3m

ため池ハザードマップ

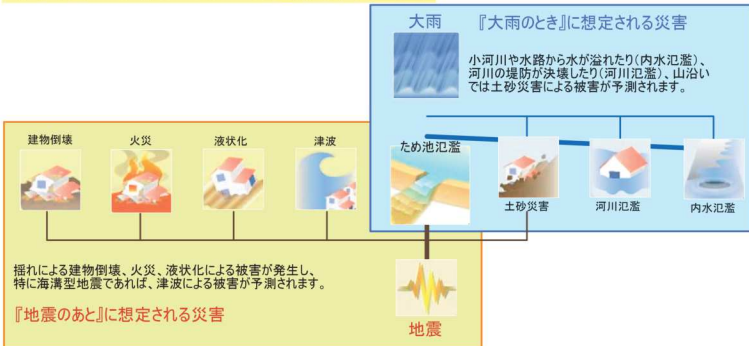
◇避難情報は下図のような経路で住民の皆さんに伝達されます



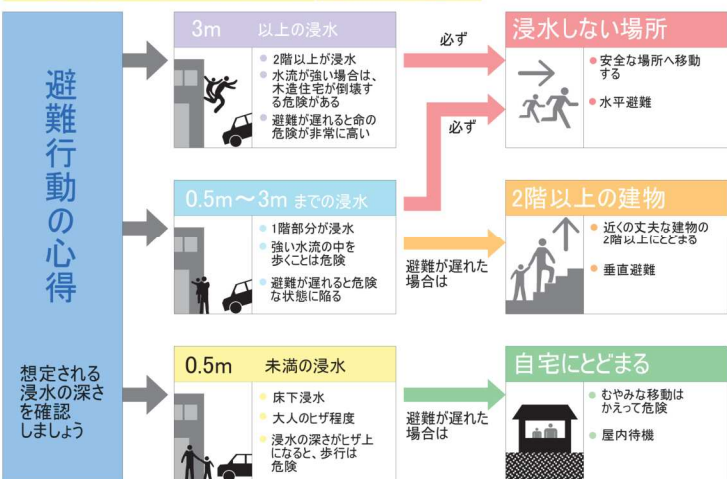
◇避難情報には、緊急度に応じて3つの種類があります

避難情報の種類	発表の目安
避難準備情報	地域または土地、建物等に災害が発生するおそれがある場合に発表します。特に避難行動に時間を要する方は、避難を開始してください。
避難勧告	地域または土地、建物等に災害が発生するおそれがある場合に発表します。避難してください。
避難指示	状況がさらに悪化し避難すべき時期が差し迫ってきた場合や、災害現場に残っている住民がいる場合に発表します。ただちに避難してください。

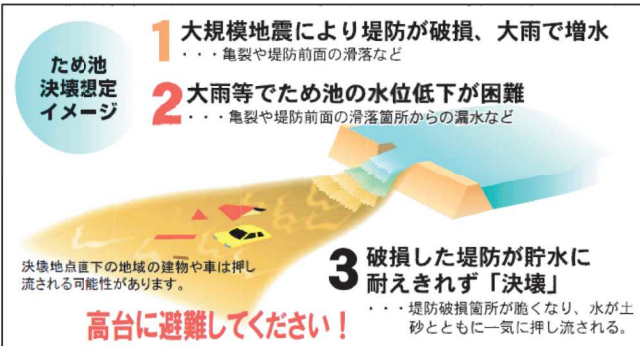
◇災害の状況に応じた避難を考えよう



◇避難勧告等がだされたら 速やかな避難



◇ため池氾濫のメカニズム



わが家の防災メモ

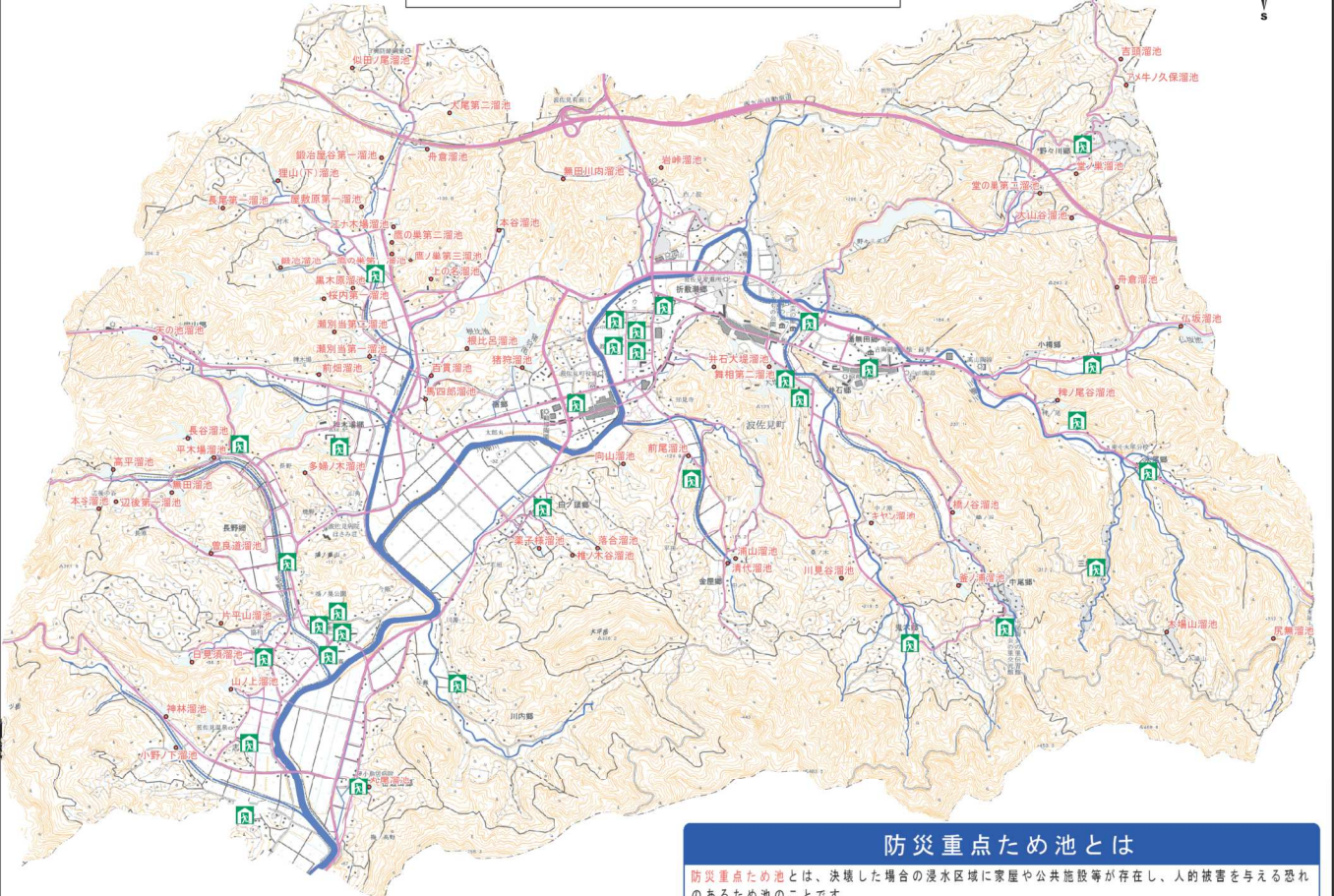
我家の避難場所：

家族の避難場所：

緊急時の連絡先：

家族の名前	生年月日	血液型	電話番号	会社・学校の電話番号

波佐見町全体図



防災重点ため池とは

- 防災重点ため池とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池のことです。
- 【防災重点ため池の選定基準】
- ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
 - ②ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
 - ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
 - ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの